

藤岡市

令和7年7月時点

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	木育推進事業 対象者：生後3か月の乳幼児健康診査時に藤岡市民として住民登録されている子ども 内 容：市産材を活用した積み木（30ピース）の贈与 問合せ：《森林課 森林政策係》 TEL：0274-40-2316（直通）
	遠距離児童、生徒通学費補助金 対象者：市内の小中学校へ遠距離通学をしている児童生徒の保護者 内 容：通学距離が片道4km以上の児童、生徒（ただし、スクールバス利用者は除く） 自転車：月額240円×計算km（計算kmは4km以上を1、5km以上2、6km以上3）バス：実費を支給 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	藤岡市奨学金（貸与） 対象者：・市内に1年以上居住し、進学の意欲と能力を有するが、経済的な理由により修学困難な者 ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、短期大学、専修学校（修学年数2年以上の高等専修学校及び専門学校）に在学中もしくは入学する者 内 容：貸与期間は正規の修業期間、無利子での貸与 【貸与金額（月額）】 ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校：30,000円以内 ・大学（大学院を除く）、専修学校（専門課程）：60,000円以内 問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）
	おたふくかぜワクチン接種事業 対象者：1歳児・年長児の接種希望者 内 容：1歳児の希望者については1歳児健診時に予診票を配布。年長児については個人通知でお知らせし、接種希望者に市保健センター窓口で予診票の配布を行い、接種費用の助成を行う。 問合せ：《子育て応援課 母子保健係》 TEL：0274-40-2268（直通）
	すこやか教室 対象者：生後7か月児とその保護者 内 容：おすわりや話しかけに対する喃語の発声など、めまぐるしい発達過程にある乳児の良好な発達を促すため、子どもへの関わり方や支援サービスを周知することで、育児ストレスの軽減や養育環境の改善を目的として実施している。また、ブックスタート（絵本2冊を無料配布）も本教室時に行っている。 問合せ：子育て応援課 母子保健係 TEL：0274-40-2268（直通）
	藤岡市出産・子育て応援給付金事業（妊婦支援給付金事業） 対象者：①妊娠届をした人で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている人 ②出生届をした人で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている子どもの養育者 内 容：①伴走型相談支援：藤岡市に住民登録をしているすべての妊婦・子育て中の家庭を対象に、面談やアンケートを行い、困りごとや心配ごとに対して個別に寄り添った支援を行う（助産師・保健師による家庭訪問や産後ケアの提供、育児・個別相談等） ②給付金の支給：妊娠届・出生届をした方に①の面談やアンケートを行い、各現金5万円を支給 問合せ：《子育て応援課 母子保健係》 TEL：0274-40-2268（直通）
	藤岡市子育て世帯応援事業 対象者：令和7年4月1日以降に出生した人で、物品の贈呈日に藤岡市に住民登録している人 内 容：出生後2か月前後の乳児家庭訪問時に乳幼児用の育児用品を贈呈 問合せ：《子育て応援課 母子保健係》 TEL：0274-40-2268（直通）
	防犯ブザー及び黄色帽子の支給 対象者：市内の小中学校に入学した新入生（転入生を含む）。 内 容：防犯ブザー及び黄色帽子を支給 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	ヘルメット購入費補助金
	対象者：市内の中学校に自転車通学を許可された新入生（転入生を含む）。 ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。 内 容：自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円(定額) 1人1回限り 問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）
	藤岡市学校給食費無償化事業
	対象者：児童生徒およびその児童生徒を養育している保護者の住民登録が藤岡市にあり、市立小中学校および県立藤岡特別支援学校（小学部・中学部に限る）に通学していること。 内 容：市立小中学校および県立藤岡特別支援学校（小学部・中学部に限る）の学校給食費を無償とする。 問合せ：《教育委員会 学校給食センター》 TEL：0274-23-8998（直通）
	藤岡市学校給食費補助金
	対象者：児童生徒およびその児童生徒を養育している保護者の住民登録が藤岡市にあり、 ①市外の小中学校に通学し、提供を受けている学校給食が無償でない、又は学校給食の提供を受けていない ②市立小中学校および県立藤岡特別支援学校（小学部・中学部に限る）に通学し、アレルギー等の理由により、学校給食の全部に代えて弁当を持参し、又は学校給食のうち飲料のみを喫食し弁当を持参している 内 容：該当児童生徒の保護者からの申請に基づいて、本市の給食費相当額を補助金として交付する。 問合せ：《教育委員会 学校給食センター》 TEL：0274-23-8998（直通）
	子ども福祉医療費助成
	対象者：医療保険加入者のうち、高校生世代（18歳の年度末まで）の子ども。 内 容：保険医療費の一部を助成。 問合せ：《保険年金課 医療年金係》 TEL：0274-40-2259（直通）
住宅支援	勤労者住宅建設資金
	対象者：市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者 内 容：・融資限度額 750万円 ・融資利率 2.5% ・融資期間 20年以内 ・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得 問合せ：《商業観光課 商業振興係》 TEL：0274-40-2318(直通)
	市営住宅の紹介
	対象者：・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。 ・税金及び介護保険料を滞納していない方。 ・申込者は成人であること。（婚姻者は成人とみなします） ・同居を予定している親族がいる方。（要件次第では单身可） ・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など 内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家バンク 対象者：・市内の空き家の売却・賃貸を希望する方 ・空き家の購入・賃借を希望する方 ・暴力団員等でない者 ○対象建物： ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など 内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)
	空き家リフォーム 対象者：・宅地建物業者を介して売買で取得した日から起算して1年を経過していない補助対象住宅を取得した者で、当該住宅の補助工事を行う者 ・当該空家を生活の拠点とし、申請時に当該空家に住所を移してから1年以内、又は、実績報告までに住所を移す見込みの者 内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)
	ふるさとの木で家づくり支援事業補助金（転入者加算） 対象者：・地域材を使って、補助の要件（※1）を満たす住宅を藤岡市内に新築または増改築する者 ※1【主な補助の要件】 ①地域材を新築は8㎡以上、増改築は1㎡以上使用し、延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て住宅であること ②施工者が建築一式工事の許可を受けていること 等 ・暴力団員等でない者 内 容：・要件を満たす住宅に対し、地域材の使用量に応じて上限45万円まで補助します ・転入者に対しては、転入者加算として10万円を追加して補助します ・鬼石地域に転入する場合は、藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金により、さらに10万円を追加して補助する制度があります 問合せ：《森林課 森林政策係》 TEL：0274-40-2316(直通)
	住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金 対象者：・市内において、自ら居住する住宅（1/2以上が住宅部分の併用住宅含む）に対象設備を設置しようとする者 又は居住実績のない市内の対象設備付住宅を購入し、自ら居住しようとする者 ・市税（転入者は、前住所地の市町村税）を滞納していないこと ・住宅の共有者や所有者が別にいる場合は、書面により設置承諾を受けていること ・年度の3月26日までに当該対象設備の設置工事を完了し、実績報告書を提出すること等 内 容：①太陽光発電システム（設備要件あり・下記蓄電システムと同時に設置すること） 太陽電池の合計出力×2万円（上限8万円） ②定置用リチウムイオン蓄電システム（設備要件あり） 太陽光発電システムとの同時設置の場合、蓄電容量1kWh×2万円（上限10万円） 単体設置の場合、蓄電容量1kWh×1万円（上限5万円） ③電気自動車等用充放電システム（V2H）（設備要件あり） 5万円 ※1,000円未満の端数は、対象設備ごとに切り捨て 問合せ：《環境課 環境企画係》 TEL：0274-40-2264(直通)

分類	事業名（対象者・内容）
その他	創業者融資保証料補助金及び利子補給金 対象者：・市内での創業に要する資金（借換資金は除く）について、「群馬県」及び「日本政策金融公庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 ・主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税（市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税）を完納していること 内容：・保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額（変更により追加で支払うものを除く。） ・利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額（返済期日の遅延に係るものを除く。） ・申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。 問合せ：《商業観光課 商業振興係》 TEL：0274-40-2318(直通)
	藤岡市空き店舗等活用事業補助金 対象者：・対象地域（※1）の空き店舗等を活用して対象事業（※2）の営業をしようとする新規開業者（個人、法人） ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り ※2【対象事業】 小売業、飲食店（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く）、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項）の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他、市長が不適当と認める営業を行う者 内容：・賃借料補助 1出店者につき月額3万円（賃借料に2分の1を乗じて得た額以内）を限度とし、事業開始日の属する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 ・改修費補助 外装、内装および設備（水道、電気、ガス、空調）等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得た額以内（上限100万円）とし、一出店者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。 問合せ：《商業観光課 商業振興係》 TEL：0274-40-2318(直通)
	藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金 対象者：・鬼石地域に住宅を新築する者または増改築しようとする者で、藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金転入者加算金の交付決定を受け、申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者 内容：・補助金額 1件10万円 問合せ：《鬼石振興課 鬼石振興係》 TEL：0274-52-3111